

自転車に係る損害賠償責任保険等に要する 費用を一部補助します

年 額 1 , 0 0 0 円

岐阜県では令和4年10月1日から自転車利用中の事故で他人にケガをさせてしまった場合などの損害を賠償できる保険等への加入が義務化されました。万が一の加害事故に備えて、利用者と被害者を守るために、自転車保険（自転車損害賠償保険等）に加入しましょう。
大野町では、下記に該当する対象者の方に費用の一部補助を行っていますので、ご確認ください。

目的

町内の小学校に在籍する児童の自転車による交通事故に備え、交通安全に関する意識の高揚を図り、自転車の安全な利用の促進に資することを目的に、自転車に係わる損害賠償責任保険等加入に要する費用の一部を補助します。

補助対象者

町内の学校に在籍している児童の保護者で次の全てを満たす方が対象です。

- (1) 大野町内に住所を有する者
- (2) 世帯全ての者が町税等を滞納していないこと

補助対象経費

自転車損害賠償保険等加入費用

小学生に係る自転車損害賠償保険等の保険料又は共済掛金

補償内容は、賠償金額が1億円以上のもの

※保険適用期間が令和7年4月1日から令和8年3月31日の期間を含むものを補助対象とします。

補助金額

児童1人につき上限1,000円です。ただし、補助対象経費の総額が1,000円未満の場合はその実績額とします。

※児童1人につき年度で1回を限度とします。

◎補助対象となるか等不明な点がある方は、契約される前に事前に相談ください。

申請書添付書類

□交付申請書兼請求書（様式第1号）

□その他以下の内容が確認できる書類

- ① 自転車損害賠償保険等に加入している書類
- ② 自転車賠償保険金額のわかる書類（被保険者名、保険証書番号、自転車保険の保険期間及び保険料等支払額）

申請の方法

○申請書の配布場所

町ホームページからダウンロードし、印刷してご利用ください。また、学校及び教育委員会学校教育課にも申請書を備え付けています。

○申請書の提出先

申請書に必要な事項を記入し、補助対象経費を支払ったことを証明する書類をそろえた上で、各学校に提出していただくか、教育委員会学校教育課までご提出をお願いします。

申請の流れ

(1)から(3)の順に進んでいきます。

- (1) 自転車損害賠償保険または、それに準ずる補償が含まれた保険等に加入契約してください。
※加入前に補助対象となるか確認をお願いします。不明な場合は教育委員会までご相談下さい。
- (2) 交付申請書兼請求書（様式第1号）と必要添付書類を教育委員会又は在籍する学校に提出、郵送して下さい。
- (3) 書類を審査し、内容が適切であれば、「交付決定通知書」をお送りし、補助金を申請者の指定口座に振り込みます。

※特に注意していただきたいこと

- ・自転車損害賠償保険等は、賠償金額は最低1億円を補償できる保険又は共済に限ります。また、保険適用期間が令和7年4月1日から令和8年3月31日の期間を含むものが補助対象となりますので、加入前に必ずご確認くださいませようお願いいたします。

★また電子申請も受け付けています。電子申請をされる方は下記のリンク、2次元コードから専用サイトにアクセスし、フォームにしたがって申請をしてください。

※必要書類は写真撮影をし、添付してください。

電子申請 URL : <https://logoform.jp/form/ciUr/243659>



◎補助金を受けるために必要な契約書や領収書等を、契約する業者から発行してもらうよう事前をお願いしておくスムーズです。

問い合わせ先：大野町教育委員会 学校教育課（自転車損害賠償保険加入促進補助金担当）

T E L : 0585-34-1111 F A X : 0585-34-3334 E-mail : kyoiku@town-ono.jp